職場における安全衛生活動の 自主点検結果と対策

~ 製造業 ~



はじめに

厚生労働省では、労働災害を減少させ、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、平成30年度から令和4年度までを対象とした第13次労働災害防止計画を策定し、国、事業者、労働者等の関係者がそれに基づいた取り組みを展開している。

当署管内(福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡)における労働災害は、休業災害が年間 約 1,000 件、死亡災害は第 13 次労働災害防止計画期間に 21 件(令和 3 年 9 月末現在の速報値)発生 している。なお、第 12 次労働災害防止計画期間(平成 25~29 年度)の死亡災害は 30 件、年平均 6 件であった。

そのような状況の中、全体の約2割を占めている製造業の労働災害は、令和2年に前年比+14.3%と大きく増加し、令和3年も4月末時点で前年同期比+50.0%と過去に例を見ない状況になったことから、当署は追加施策を計画し、実行に移そうとしたものの、新型コロナウイルスの蔓延により行政活動も制限されることとなった。

そこで、労働災害が発生する前に不安全状態や不安全行動を洗い出し、 P D C A サイクルを推進できるよう自主点検を実施することにした。

対象は、当署管内に所在する製造業のうち、労働者数 10 人以上及び労働者数 10 人未満で過去 3 年以内に労働災害が発生した事業場とし、対象となった 812 事業場に自主点検票を郵送し、点検結果の提出を求めたところ 582 事業場から回答を得ることができた。(回答率 71.7%)

それらの取り組みを進めたこともあり、製造業の労働災害は9月末現在、前年同期比+8.7%まで下がり、一定の成果を上げている。

ここに自主点検結果を公表すると共に、事業場で取り組む際に参考となる資料を掲載するので参考 にしていただきたい。

令和3年10月

目 次

1	一般女全衛生对東	•	•	•	• P.3
2	リスクアセスメント	•	•	•	• P.19
3	階段からの転落災害防止	•	•	•	• P.22
4	脚立からの墜落災害防止	•	•	•	• P.22
5	激突災害防止	•	•	•	• P.26
6	転倒災害防止	•	•	•	• P.26
7	腰痛予防対策	•	•	•	• P.30
8	熱中症予防対策	•	•	•	• P.34
9	交通労働災害防止	•	•	•	• P.37
10	メンタルヘルス、過重労働対策		•	•	• P.39
11	製造業に関するその他の対策		•	•	• P.42
関連	車サイト	•	•	•	• P.43

1 一般安全衛生対策

チェック事項	O×
安全管理者、衛生管理者、産業医(事業場の労働者数 50 人未満の場合は安全衛生推進者)	
を選任していますか	
安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者による定期的な職場巡視を実施し、記録	
を作成の上、労働者に周知していますか	
月1回、安全衛生委員会 (50 人未満は職場会議)を開催し、記録を作成の上、労働者に周	
知していますか	
雇入れ時及びその後1年に1回(有害業務は6か月に1回) 健康診断を実施していますか	
雇入れ時及びその後1年に1回、安全衛生教育を実施していますか	
安全管理者、作業主任者、玉掛者などの資格者に5年毎の定期教育を実施していますか	
4 S活動に取り組んでいますか	
K Y活動に取り組んでいますか	
作業中のヒヤリとした、ハッとした事例(ヒヤリハット事例)を収集していますか	
荷物を高く積み上げていませんか(2m積み上げると"はい作業主任者"が必要です)	
新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいますか	
エイジフレンドリーガイドラインを知っていますか	

48とは

整理・整頓・清掃・清潔を日常的に行うのが4S(4つの頭文字)活動です。労働災害防止だけでなく作業の効率化にも効果があります。

事業場によっては、躾(しつけ)を入れた55や、習慣、作法、洗浄、 殺菌、しつこく、スパイラルアップなど、10以上で取り組んでいることもあります。

整理... 必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分すること

整頓... 必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

清掃… 作業する場所や身の回りのほか、共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと

清潔... 職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、

作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと

KY 活動とは

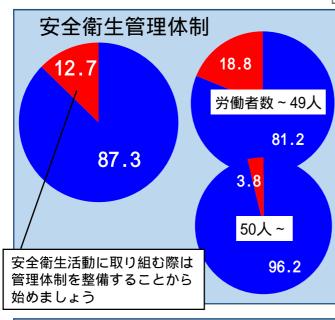
仕事を始める前に潜んでいる危険を見つけるのがKY(危険、予知の頭文字)活動です。仕事を始める前に、「これは危ない!」という 危険ポイントを見つけて対策を決め、ひとりひとりが指差し呼称を 行って作業を進めます。

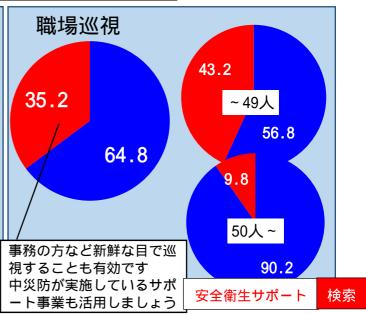


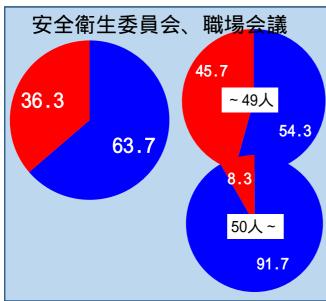
荷物 腰を落とす ヨシ!

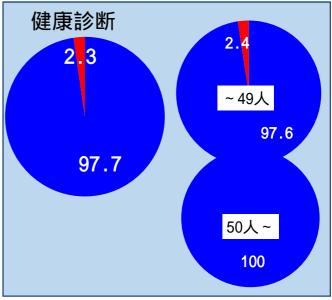
1 一般安全衛生対策の点検結果

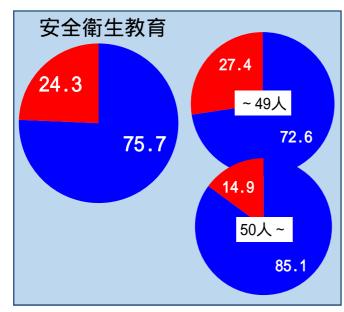
×

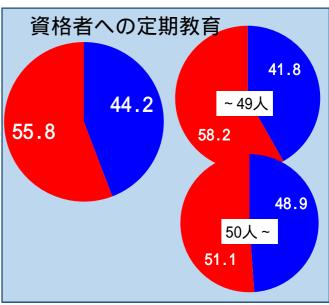


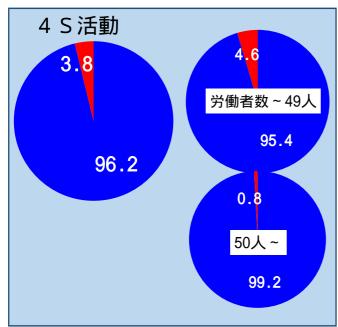


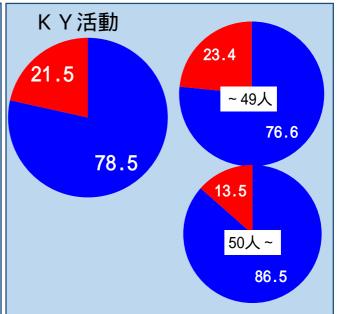


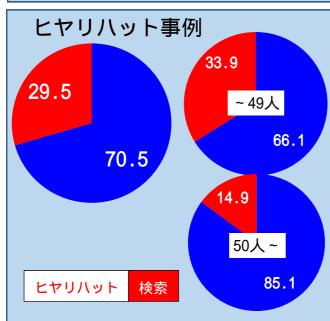


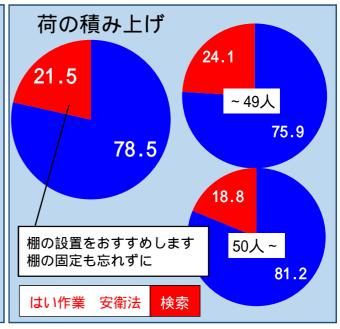


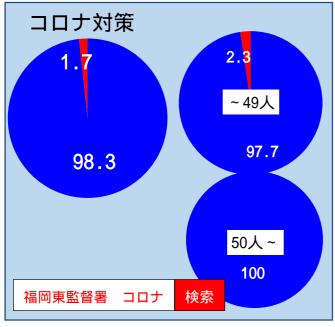


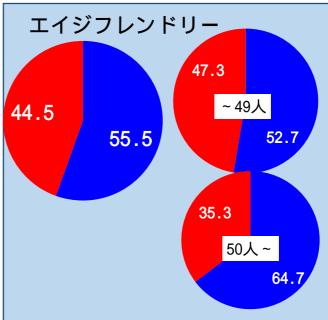












1 労働安全衛生法の基本的事項

■ 事業場とは

労働安全衛生法でいう事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう。したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。

しかし、同一場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによってこの法律がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとする。たとえば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附置された給食場等はこれに該当する。

また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。

■ 業種とは

事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務を専ら行っている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとする。たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は労働安全衛生法施行令第2条第3号の「その他の業種」とすること。

■ 事業者とは

この法律における主たる義務者である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人(法人の代表者ではない)、個人企業であれば事業経営主を指している。これは、従来の労働基準法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。

なお、法違反があった場合の罰則の適用は、労働安全衛生法第 122 条に基づいて、当該違反の実行 行為者たる自然人に対しなされるほか、事業者たる法人または人に対しても各本条の罰金刑が課せられ ることとなることは、従来と異なるところはない。

以上、昭和 47 年9月 18 日 基発第 91 号

■ 常時使用する労働者とは

日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が労働安全衛生法施行令第2条各号に掲げる数以上であることをいうものであること。

昭和 47 年9月 18 日 基発第 602 号

■ 派遣労働者数のカウントは

総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医の選任義務、衛生委員会の設置義務は派遣先及び派遣元の双方に課せられており、事業場の規模の算定に当たっては、派遣 先及び派遣元の双方にそれぞれ派遣労働者の数を含めて常時使用する労働者の数を算出する。

安全管理者の選任義務、安全委員会の設置義務は派遣先のみに課せられており、事業場の規模の算定に当たっては、派遣先にのみ派遣労働者の数を含めて常時使用する労働者の数を算出する。

昭和61年6月6日 基発第333号(数度の改正あり)

1 安全衛生管理体制の解説

事業場の常時使用する労働者数に応じ、 ~ の業種ごとに以下の管理者を選任することが必要です。 また、**太字については**所轄労働基準監督署への選任報告が義務付けられています。

林業、鉱業、建設業、運送業(運輸交通業、貨物取扱業)、清掃業

製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

、以外の業種

労働者数			
10~49 人	安全衛生推進者	安全衛生推進者	衛生推進者、安全推進者
10~49 人			(又は安全衛生推進者)
50 人	安全管理者、衛生管理者、	安全管理者、	安全推進者、
以上	産業医	衛生管理者、	衛生管理者、
100人	総括安全衛生管理者、	産業医	産業医
以上	安全管理者、		
300 人	衛生管理者、	総括安全衛生管理者、	
以上	産業医	安全管理者、	
4 000 1		衛生管理者、	総括安全衛生管理者、
1,000 人		産業医	安全推進者、 衛生管理者、
以上			産業医

総括安全衛生管理者 (労働安全衛生法(安衛法)第10条)

事業場における統括管理する権限、責任を有する者を総括安全衛生管理者として選任し、安全管理者、衛生管理者を指揮して、労働者の危険又は健康障害を防止しなければなりません。

安全管理者 (安衛法第11条)

資格を有する者 1 の中から安全管理者を選任し、安全に係る技術的事項を管理させなければなりません。

■ 衛生管理者 (安衛法第12条)

資格を有する者 2 の中から衛生管理者を選任し、健康管理や作業環境等の労働衛生に係る事項を管理させなければなりません。

■ 安全衛生推進者、衛生推進者 (安衛法第12条の2)

資格を有する者 3 の中から 、 の業種の事業場は安全衛生推進者を選任して安全衛生業務 を、また、 の業種の事業場は衛生推進者を選任して労働衛生業務を担当させなければなりません。 ただし、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、 についても安全推進者を配置し、安全業務を担当させる必要があります。

産業医 (安衛法第13条)

医師免許及び産業医の資格を有する者の中から産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければなりません。

1

1 **産業安全の実務に従事し、安全管理者選任時研修を修了した者** (~ の者が研修を修了後、資格を得ることができる)

大学又は高専において理系の正規の課程を修めて卒業後2年以上

理系以外の正規の課程を修めて卒業後4年以上

高校又は中等教育学校において理系の正規の学科を修めて卒業後4年以上

"

理系以外の正規の課程を修めて卒業後6年以上

専門課程を修了後2年以上

職業訓練を修了後4年以上

専修訓練を修了後5年以上

上記以外の場合7年以上

- 2 平成 18 年 10 月1日現在で安全管理者の経験が2年以上ある者(選任日が平成 16 年 10 月1日以前であり、かつ、監督署に選任報告を提出している者)
- 3 労働安全コンサルタント

2

1 **衛生管理者免許を受けた者** (~ の者が労働局長に<u>申請を行う</u>ことで免許を得ることができる)

衛生管理者免許試験に合格した者

大学又は高専において医学に関する課程を修めて卒業した者

安衛則別表第4別添に掲げる大学において保健衛生に関する学科(表中段)を専攻して卒業した者で、労働衛生に関する講座または学科目(表下段)を修めた者

保健師助産師看護師法第7条規定により保健師免許を受けた者(旧保健婦規則により保健婦免許を受けた者を除く)

医師法第11条第2号および第3号に掲げる者

歯科医師法第 11 条各号に掲げる者

薬剤師法第2条の規定により薬剤師免許を受けた者

- 2 医師
- 3 歯科医師
- 4 労働衛生コンサルタント
- 5 教員職員免許法第4条の規定に基づく保健体育又は保健の教科についての教諭免許状(中学校、高校、養護教諭のいずれか)を有する者で、学校教育法第1条の学校に在職する者(常勤の者に限る)
- 6 大学又は高専において保健体育に関する科目を担当する教授、助教授又は講師(常勤の者に限る)

3

- 1 大学又は高専を卒業後1年以上、高校又は中等教育学校を卒業後3年以上安全衛生実務に従事
- 2 5年以上安全衛生実務に従事
- 3 安全衛生推進者養成講習を修了
- 4 安全管理者と衛生管理者の有資格者
- 5 **安全管理者の有資格者で、その後1年以上労働衛生実務に従事**(衛生管理者は産業安全実務)
- 6 作業主任者の有資格者で、その後1年以上安全衛生実務に従事
- 上記は安全衛生推進者の場合。衛生推進者は労働衛生実務に読み替え。他にも認められる条件あり。

1 職場巡視の解説

管理者は職場の定期巡視を実施し、その結果を委員会へ報告し、また、労働者への周知や産業医への情報 提供を行って安全衛生活動を活性化させることが必要です。

■ 安全管理者 (安衛則第6条) 巡視記録の参考様式P.11

安全管理者は日々、作業場など巡視し、建設物、設備、作業場所、作業方法に危険のおそれがある時は ただちに是正措置を講じる他、事業者や総括安全衛生管理者に報告して指示を受けなければなりません。

■ 衛生管理者 (安衛則第11条) 巡視記録の参考様式P.12·13

衛生管理者は少なくとも毎週1回、休憩所、トイレなどを含むすべての場所を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがある時は ただちに是正措置を講じる他、事業者や総括安全衛生管理者に報告して指示を受けなければなりません。

■ 安全衛生推進者、衛生推進者 (安衛法第12条の2) 安全衛生推進者は安全管理者または衛生管理者と同様の業務を担当しなければなりません。

産業医 (安衛則第15条)

産業医は少なくとも月1回(一定の条件下 では2か月に1回)、休憩所、トイレなどを含むすべての場所を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれがある時は ただちに必要な措置を講じなければなりません。

産業医の意見に基づいて衛生委員会等において調査審議を行い、事業者の同意を得た場合であって、 以下のア~ウの情報すべてを産業医に毎月1回以上提供している場合

- ア 衛生管理者が行う職場巡視記録(以下の事項が示されたもの)
 - ・巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視日時、巡視場所
 - ・ 巡視を行った衛生管理者が、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあると判断した場合 における有害事項及び講じた措置の内容
 - · その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項
- イ アに掲げるもののほか、委員会の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとした情報(例えば、以下の情報が考えられ、事業場の実情に応じ適切に定める必要がある)
 - ・ 労働安全衛生法第 66 条の9に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及び労働時間数
 - ・新規に使用する予定の化学物質・設備名、これらに係る作業条件・業務内容
 - ・ 労働者の休業状況
- ウ 休憩時間を除き1週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報

安全管理者巡視記録(例)

	社長	工場長	部長	課長	巡 視 者
年 月分					

巡視日	巡視場所	要改善事項	改善☑
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			

衛生管理者巡視記録(例)

		社長	部長	課長	産業医情	青報提供	巡視者	ž 1
	年 月分					月 日		
巡視日時				日 ~ 時	日 ~ 時			
点検項目(良好〇、要改善×) 巡視				巡視場所				
管 1 理	掲示物、標	標識などの掲示	状態はより	いか				
体 労 制 働	作業主任都	者の職務状況	はよいか					
衛 生	メンタルヘル	レス推進担当者	が職務状況	にはよいか				
2	温度は適均	辺か						
作業環境	湿度はより	か						
環 境	ガス、粉じん	んが飛散してい	いないか					
	照度はより	か						
	騒音はない	か						
	作業スペー	-ス、通路幅は	はよいか					
	受動喫煙は	はないか						
3	48はよいか),						
清 潔	害虫はいな	ないか						
	ゴミの処理	はよいか						
	更衣室、休	対意室は清潔が	<u></u>					
	給湯室、冷	念蔵庫は清潔が) \					
	洗面所、便							
	書庫、倉庫	≣は清潔か						
4 救	救急箱の管	查理、使用期 。	艮はよいか					
救急	防災用品の	_ታ						
防 災	消火器の管							
5 保	適切に保証	養具を使用して	こいるか					
保 護 具	着用、交換	ぬの管理体制に	はよいか					

[×]の場合は裏面に詳細を記入すること

裏面

要改善事項及び改善確認							
巡視日	記号(1	等)	指示内容	改善確認	3日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
П				月	日		
П				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
П				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		
日				月	日		

1 安全衛生委員会の解説

事業場の常時使用する労働者が50人以上の場合、委員会を設置し、月1回以上、労使が協力して職場の安全衛生問題を調査審議することが必要です。また、50人未満の場合は職場会議などにより労働者の意見を聴く機会を設けることが必要です。(安衛法第17~19条、安衛則第21~23条の2)

林業、鉱業、建設業、製造業(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業製造業(を除く)、運送業(を除く)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、

、以外の業種

労働者数			
50 人未満	職場会議	職場会議	職場会議
50 人以上	ウクタルチョウ	衛生委員会	衛生委員会
100 人以上	安全衛生委員会	安全衛生委員会	削土安貝 云

安全衛生委員会議事録(例)

実施日	年	<u> </u>	∄	H	内 突-	量により行の高さを調整
出席者	委員長					量により110向さを調金 できるようにしておく
	産業医 出	·欠				
	事業者側委	員				
	労働者側委	員			<u>/</u>	
				/	完善	*
在 除床上	項 目 健康障害防止()	127 -	шл		番詞	<u>人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 </u>
心哭的止、	健康障害的工(.	<u> </u>	<i>)</i> (<i>(((((((((</i>			
労働災害	<u> </u>					
安全衛生	規程	Γ	<u>、」</u>	 法に基づく付議事項		
リスクアt	ユスメント		又用,	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		
安全衛生	計画					
安全衛生	教育					
化学物質	対策					
作業環境						
健康診断	Ť					
健康保持	増進					
長時間労	計働					
メンタルへ	ヽ ルス					
労働基準監	哲署からの文語	書指導			\	
その他						当月に調査審議すべき議題がない
			•			ヨ月に調査番譲りべる譲越がない 項目は「対象なし」と記入

1 健康診断の解説

常時使用する労働者(パート等であっても週30時間以上就業する場合などは対象)に対し、以下の健康診断を実施することが必要です。また、太字については所轄労働基準監督署への結果報告が義務付けられています(は在籍労働者数が50人以上の場合、 は対象者が1人でもいる場合に報告が必要です)。

■ 一般健康診断

雇入時の健康診断

雇い入れるときに実施する必要があります。

定期健康診断

1年以内ごとに1回実施する必要があります。

特定業務従事者の健康診断

- ・安衛則第 13 条第1項第2号の業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び その後6か月以内ごとに1回実施するものです。
- ・ 代表的なものとして、深夜業(22 時から翌朝5時までの時間帯に常態として週1回以上又は月4回以上)、強烈な騒音を発する場所、著しく寒冷な場所における業務があります。

海外派遣労働者の健康診断

6か月以上海外に派遣する労働者に対し、出国前及び帰国後に実施する必要があります。

給食従業員の検便

給食の業務に従事する労働者に対し、雇い入れの際又は当該業務への配置替えの際に実施する必要があります。

歯科医師による健康診断

労働安全衛生法施行令(安衛令)第22条第3項の業務(歯又はその支持組織に有害な物を発散する場所における業務)に常時従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

■ 特殊健康診断

じん肺健康診断 (じん肺健康診断実施の有無にかかわらず毎年 12 月末日現在の状況を翌年 2 月末**迄**に報告)

就業時健康診断 : 新たに常時粉じん作業に従事する労働者に対し、就業の際に実施する必要があ

ります。

定期健康診断: 常時粉じん作業に 従事する労働者、現在は当該作業に 従事していないが、過去に常時従事し たことがある労働者に対し実施する必 要があります。

じん肺定期健康診断	管理区分	健康診断の頻度
現在従事している者	1	3年以内ごとに1回
現在化争 0 (10 旬	2 · 3	1年以内ごとに1回
過去に従事したことがあり、現在は他の作業に	2	3年以内ごとに1回
び、現在は他の作業に 従事している者	3	1年以内ごとに1回

離職時健康診断: 常時粉じん作業に従事している労働者又は過去に従事していた労働者が離職する場合、前回のじん肺健康診断から右表の期間欄以上の経過している場合に実施する必要があります。

じん肺離職時健康診断	期間
現在従事している管理1の者	1年6か月
現在従事している管理2・3の者	6か月
過去に従事していた管理2・3の者	6か月

有機溶剤健康診断

有機溶剤取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

鉛健康診断

鉛取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務へ配置替えの際及びその後6か月 (業務によっては1年)以内ごとに1回実施する必要があります。

四アルキル鉛健康診断

四アルキル鉛取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務へ配置替えの際及びその後3か月以内ごとに1回実施する必要があります。

特定化学物質健康診断

- ・特定化学物質取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。
- ・現在は当該業務に従事していないが、過去に当該業務に常時従事したことがある労働者に対し6か 月以内ごとに1回実施する必要がありますが、物質によっては除外されています。

高気圧作業健康診断

高圧室内業務または潜水業務に常時従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務へ配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

電離放射線健康診断

放射線業務に従事する労働者で管理区域に立ち入る者に対し、雇い入れの際、当該業務へ配置替 えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

石綿健康診断

- ・石綿等の製造、取扱い又は石綿粉じんが発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務へ配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。
- ・現在は当該業務に従事していないが、過去に当該業務に常時従事したことがある労働者に対し6か 月以内ごとに1回実施する必要があります。

1 安全衛生教育、 資格者への定期教育の解説

労働者を雇い入れた時、作業内容を変更した時は安全衛生教育を実施することが必要です。その他、危険、 有害な業務に従事している者に対する5年ごとの定期教育等、各種教育が定められています。

计色字	4.毛米百	中长吐田	数容等の中容	供 字
対象者	種類	実施時期	教育等の内容	備考
就業制限				
就業制限業務に	免許、技能講習	当該業務に初	免許試験、技能講	安衛令第21条、安衛則
従事する者	(安衛法第 61	めて従事する時	習の受講等	第 41 条、第 62 条
	条)			
職長教育				
職長等の労働者	職長教育	当該業務に初	安衛則第 40 条に	安衛令第19条
を直接指導又は	(安衛法第 60	めて従事する時	規定された事項	
監督する者	条)			
安全衛生教育				
就業制限業務	危険有害業務	イ. 定期(おお	当該業務に関連す	危険又は有害な業務に
に従事している	従事者教育	むね5年ごとに)	る労働災害の動	現に就いている者に対
者	(安衛法第60条	口. 随時(取り扱	向、技術革新の進	する安全衛生教育に関
	の2)	う設備等が新た	展等に対応した事	する指針(H1.5,22 安
		なものに変わっ	項	全衛生教育指針公示
		た時等)		第1号)(以下「安全衛
				生教育指針」という。)
特別教育を必	[1]特別教育	当該業務に初	安全衛生特別教育	安衛則第36条
要とする危険有	(安衛法第59条	めて従事する時	規程に規定された	
害業務に従事す	第3項)		事項	
る者	[2] 危険有害業	イ. 定期(おお	当該業務に関連す	安全衛生教育指針
	務従事者教育	むね5年ごとに)	る労働災害の動	
	(安衛法第60条	安全衛生教育	向、技術革新の進	
	の 2)	指針	展等に対応した事	
		口. 随時(取り扱	項	
		う設備等が新た		
		なものに変わっ		
		た時等)		
又はに	[1]特別教育に	当該業務に初	当該業務に関して	安全衛生教育指針
準ずる危険有害	準じた教育	めて従事する時	安全又は衛生のた	
業務に従事する	[2]危険有害業	イ. 定期(おお	めに必要な知識等	
者	務従事者教育	むね5年ごとに)	当該業務に関連す	
	(安衛法第60条	口. 随時(取り扱	る労働災害の動	
	の 2)	う設備等が新た	向、技術革新の進	
		なものに変わっ	展等に対応した事	
		た時等)	項	

対象者	種類	実施時期	教育等の内容	備考
及び	[1]雇入時教育	雇入時	安衛則第 35 条に	
の業務に従事す	(安衛法第59条		規定された事項	
る者並びにその	第1項)			
他の業務に従事	[2]作業内容変	作業内容変更	同上	
する者	更時教育	時		
	(安衛法第59条			
	第2項)			
	[3]健康教育	雇入時、定期、	事業場におけるメ	労働者の心の健康の保
	(安衛法第 69	随時	ンタルヘルス、治	持増進のための指針
	条)		療と職業生活の両	(H18.3.31 健康保持
			立を含めた健康の	増進のための指針公示
			保持増進に関する	第3号)(以下「メンタル
			事項	ヘルス指針」という。)事
				業場における治療と職
				業生活の両立支援のた
				めのガイドラインについ
				て(H28.2.23 付け基
				発 0223 第5号)(以下
				「両立支援ガイドライン」
				という。)
及び の	危険再認識教	当該業務に係る	当該作業に対する	
業務のうち車両	育	免許取得後若	危険性の再認識、	
系建設機械等の		しくは技能講習	安全な作業方法の	
運転業務に従事		修了後又は特	徹底を図る事項	
する者 		別教育修了後		
		おおむね 10 年		
		以上経過した時		
からまで	宣松吐<u></u>	おおむね 45 歳	真年齢老の心自地	 [1]高年齢労働者の労
の業務に従事す	高齢時教育	ののひね 45 威 に達した時	高年齢者の心身機 能の特性と労働災	[1]高年殿ガ関名の労 働災害発生率の高い業
の乗物に促争9			害に関すること、安	1割火舌光土率の同い業 務
までの業務以			全な作業方法・作	⁵⁵ [2]高所作業、重筋作業
外の業務のうち			羊は15乗力法115	[2]同州11年、里加11条
作業強度の強い			と、健康の保持増	に従事する高年齢労働
業務に従事する			進に関すること等	
者			の事項	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
			V T 75	

H28.10.12「安全衛生教育及び研修の推進について」より抜粋し、加工

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- ■近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- ■高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- ■高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- ■エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日~令和3年10月末日

対象となる事業者

次の(1)~(3)すべてに該当する事業者が対象です。

(1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している

エイジフレンドリー

検索

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する 労働者数	資本金又は 出資の総額	
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下	
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援 業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・ 専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下	
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下	
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、 金融業、保険業など	300人以下	3億円以下	

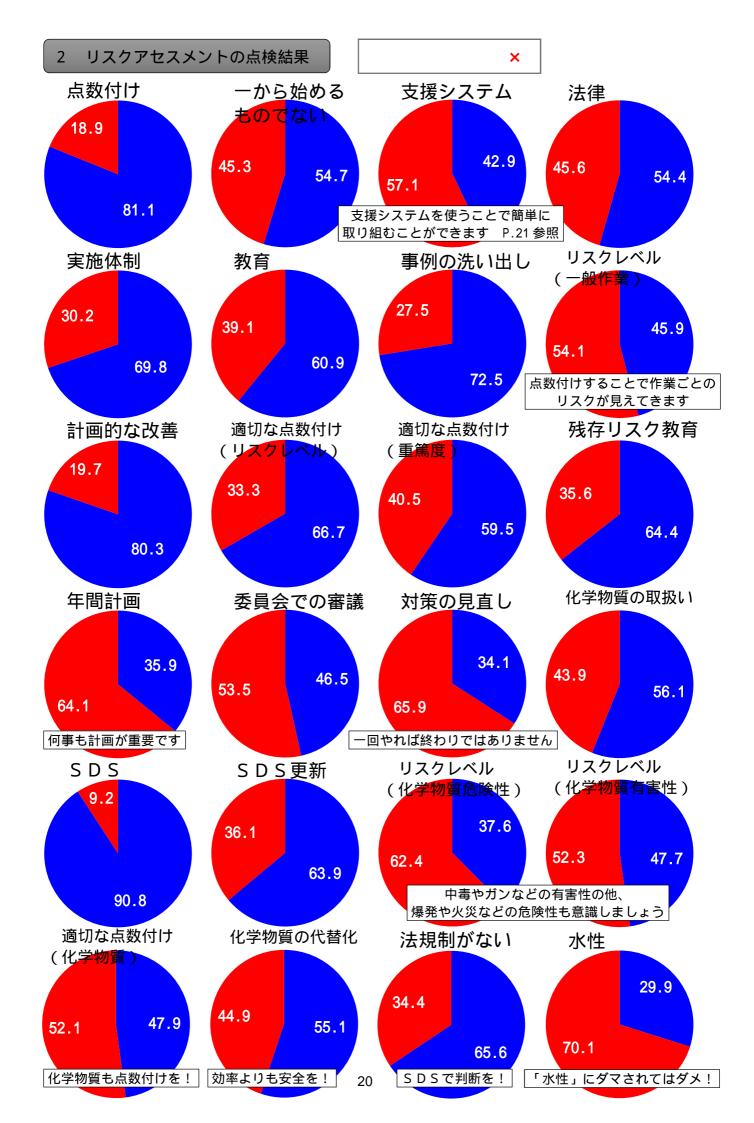
※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

(3) 労働保険に加入している

2 リスクアセスメント

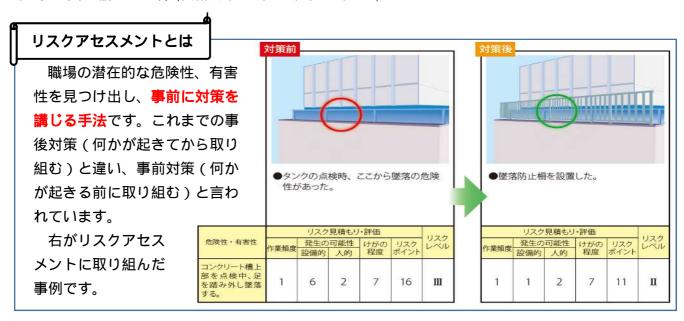
チェック事項	O×
リスクアセスメントは、作業ごとの危険性や有害性(リスク)を点数付け(アセスメント)	
し、あらかじめ必要な措置を検討する一連の流れであることを知っていますか	
リスクアセスメントは、既にある作業標準書や、労働災害事例、ヒヤリハット事例を活用し	
て取り組むことができるため、一から始める必要がないことを知っていますか	
リスクアセスメントに簡単に取り組むことができる「実施支援システム」が、厚生労働省の	
「職場のあんぜんサイト」に掲載されていることを知っていますか	
リスクアセスメントは労働安全衛生法第 28 条の 2 、第 57 条の 3 に基づいて取り組む必要が	
あることを知っていますか	
リスクアセスメントを実施する体制を整備していますか(責任者、作業ごとの担当者など)	
リスクアセスメントを適切に実施するため、担当者に教育を行っていますか	
作業の流れに沿い、ケガが発生する可能性がある事例を洗い出していますか	
(フォークリフト作業の例: 始業前点検 乗り込む キーを挿入して始動させる ・・・ フ	
ォークリフトから降りる という一連の作業ごとにケガが起こりえる事例を考える。基本として、	
一つの作業で複数の事例を探し出す。)	
作業の頻度や重篤度(死亡、骨折、かすり傷)などを組み合わせて点数付けして、リスクレ	
ベルを出していますか	
リスクレベルを下げるために作業の廃止や代替化、安全対策の実施、作業方法の変更などを	
検討し、計画的に改善していますか	
労働者への教育や、労働者に気を付けて作業させるなど、労働者任せの対策で点数やリスク	
レベルを下げていませんか	
(リスクレベルを下げることが目的ですが、無理に下げることは危険に蓋をすることになります。	
残ったリスクは残存リスクとして適切に管理しましょう。)	
対象となる機械設備や危険作業(高所作業)などが残っているにもかかわらず重篤度の点数	
を下げていませんか(一般的に重篤度は下がりにくいと言われています)	
作業者に残存リスクを定期に教育していますか(繰り返しの教育や作業状況のチェックが重要です。)	
リスクアセスメントの実施にかかる年間計画表(月や週ごと)を作成し、すべての作業を計	
画的に実施していますか	
月1回の安全衛生委員会(職場会議)でリスクアセスメントを審議していますか	
年1回はリスクレベルを下げるための対策を再検討し、点数付けをやり直していますか	

化学物質を取り扱っていますか(×の場合は次ページに進んでください)	
化学物質の安全データシート(SDS)を知っていますか	
化学物質の購入時、その後1年程度ごとに SDS の改定状況を確認していますか	
化学物質の危険性(爆発、火災など)を点数付けして、リスクレベルを出していますか	
化学物質の有害性(中毒、ガンなど)を点数付けして、リスクレベルを出していますか	
化学物質について、上記、 太枠 の措置を実施していますか	
安全な化学物質への代替化を積極的に行っていますか	
「法規制がない」ことが安全な化学物質と考えていませんか	
(有害性が高いにもかかわらず法規制が追い付いていない場合もあります。有害性は SDS で判断し	
ましょう。なお、SDS に知見なしやデータなしと記載がある場合は、有害情報が明らかでない場合	
を含んでいることに留意しましょう)	
「水性」であることが安全な化学物質と考えていませんか(溶剤に水を使うことが水性であり、	
水性=安全ではありません。有害性は SDS で判断しましょう。)	



2 リスクアセスメントの解説

作業の危険性又は有害性を特定してリスクレベルを判定し、リスクに応じた除去策、低減策を検討して、その結果を記録する一連の手法をいいます。事業場で過去に発生した労働災害事例、ヒヤリハット事例、KY活動、作業標準書などを活用しながら支援システムで取り組みましょう。また、リスクレベル判定後は、災害発生前に積極的に対策を講じましょう。(安衛法第28条の2、第57条の3)



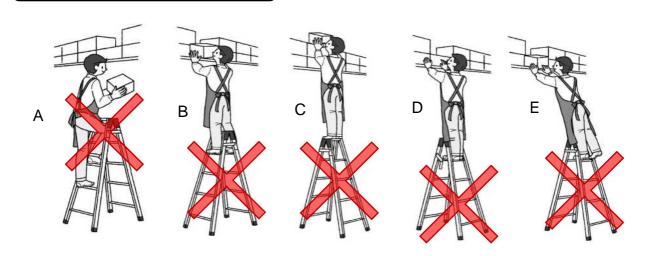


3 階段からの転落対策



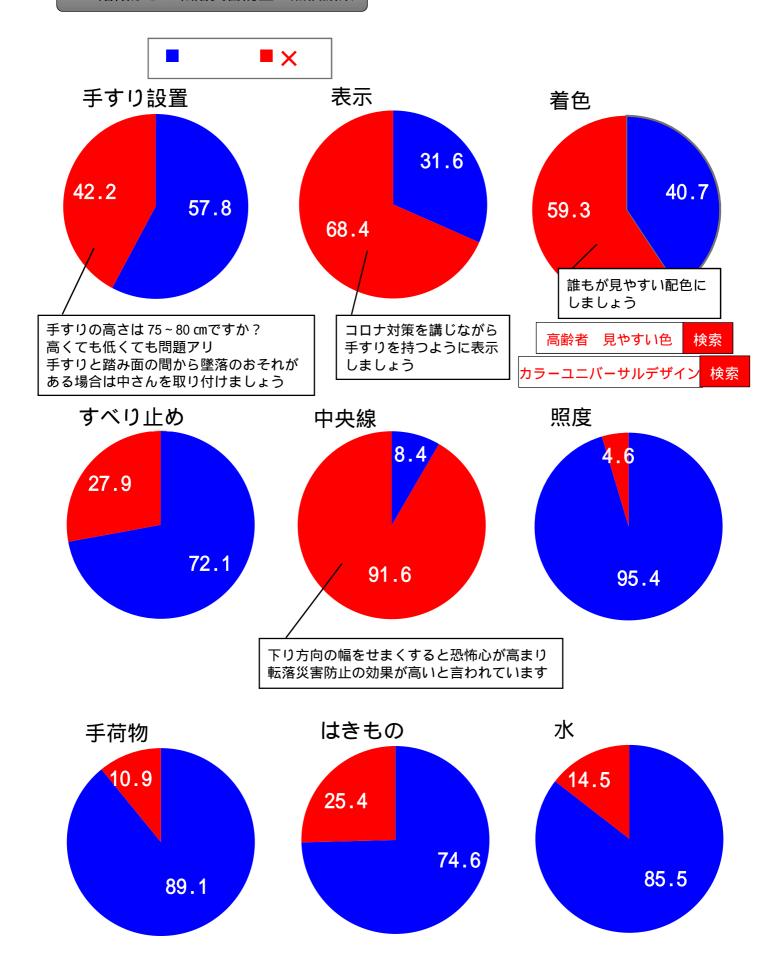
チェック事項	O×
階段の両側に手すりを設置していますか	
手すりを持つように表示していますか	
踏み面の先端を着色し境界を目立たせていますか	
踏み面の先端にすべり止めを取り付けていますか	
階段の中央に線を引き、昇降方向を表示していますか	
照度は確保されていますか	
手荷物は手すりを持つことができる量ですか	
スリッパなどの脱げやすいもの、靴底がすり減っている	
ものを履いていませんか	
雨などで濡れる場所は屋根を付ける、吸水マットを敷く	
などの対策を行っていますか	

4 脚立からの墜落対策

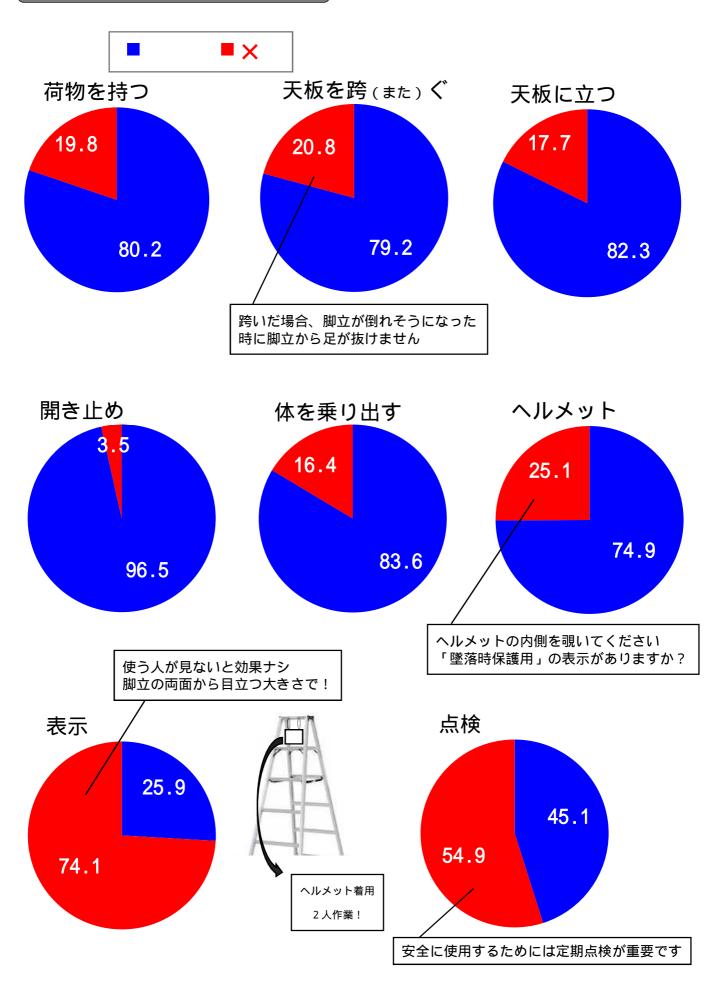


チェック事項	O×
A 荷物を持って昇降していませんか	
B 天板を跨(また)いでいませんか(片側に乗って下肢を脚立に当て安定させる。	
跨いだ場合、脚立ごと倒れそうになった時に脚立から足が抜けない。)	
C 天板や一番上の踏みさんに立っていませんか	
D 開き止めは両側とも使用していますか	
E 脚立から体を乗り出していませんか	
高所の場合、ヘルメット(墜落時保護用の表示があるもの)を着用させていますか	
特に守らせたいルールを脚立に表示していますか(A4サイズの紙(ラミネート加工が	
望ましい)に大きな文字で簡潔に書き、天板から紐でぶら下げる。)	
メーカーの仕様書に沿って定期点検していますか	

3 階段からの転落災害防止の点検結果



4 脚立からの墜落災害防止の点検結果



はしご・脚立による労働災害を防止しましょう

はしご・脚立からの墜落・転落災害が近年多発しており、死亡や半身不随等の重大な 労働災害も発生しています。

はしご・脚立を使用する場合は以下の対策を徹底しましょう。

はしごの安全な使用方法のポイント (労働安全衛生規則第527条など)

- はしごは、丈夫な構造で、幅が30cm以上あり、著しい 損傷、腐食等がないものを使用すること。
- はしごの上部を建物に固定し、脚部はすべり止めマットを 敷いて転位を防止すること。なお、上部、脚部を固定でき ないときは補助者が支えること。
- はしごの上端は建物の最上部から60cm以上突き出すこと。
- はしごの角度は水平面に対して 75 度程度とすること。
- はしごの上部に安全ブロックを取り付け、安全帯(墜落) 制止用器具)を使用して昇降すること。
- 保護帽を着用し、あごひもを確実に締めること。(保護帽内部に「墜落時保護用」 の表示があり、耐用年数を過ぎていないもの、点検で異常がないものを使用。)
- はしごに向かって昇降し、背を向けたり、横を向かないこと。
- 手に工具や材料を持って昇降せず、はしごの踏み桟を両手でつかむこと。
- はしご上での作業時は、体を乗り出す等、無理な姿勢で行わないこと。
- 通路に面した場所では、監視人かカラーコーン等で囲いを設け、通行者が接触する。 ことを防ぐこと。

脚立の安全な使用方法のポイント (労働安全衛生規則第528条など)

- 脚立は、丈夫な構造で、著しい損傷、腐食等がないもの を使用すること。
- 脚と水平面との角度を保つための開き止めを使用する こと。
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有するも のを使用すること。
- 工具や材料を持ったまま昇降しないこと。
- 天板に乗らないこと。天板を跨(また)がないこと。
- 保護帽を着用し、あごひもを確実に締めること。(保護帽内部に「墜落時保護用」 の表示があり、耐用年数を過ぎていないもの、点検で異常がないものを使用。)
- 2 m以上の脚立は極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、安全帯を使 用し、堅固なものにフックを掛けること。





🤔 福岡東労働基準監督署

5 激突対策

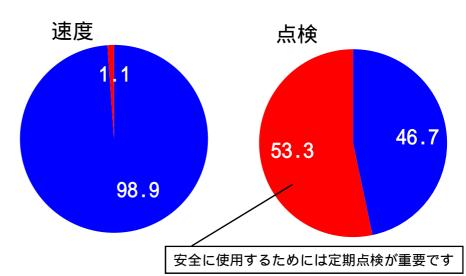


チェック事項	O×
前方が見えないほど高く積み上げていませんか	
不意の場合にも止まれる速度で運んでいますか	
台車はメーカーの仕様書に沿って定期点検していますか	

5 点検結果







 \circ

6 転倒対策

安全通路、事務所の通路に物を置いていませんか	
水、油、粉類が放置されていませんか	
転倒しやすい場所はその要因を取り除く、すべり止めテープを	
貼るなどの対策を講じていますか	
照度は確保されていますか	
転倒しやすい場所に注意標識を掲示していますか	
事業場内の危険・注意箇所を示した転倒災害防止マップを作成し、	
周知していますか	
ポケットに手を入れたまま歩くこと、書類や画面を見ながら歩く	
ことを禁止していますか	
ストレッチ体操や転倒予防運動を取り入れていますか	

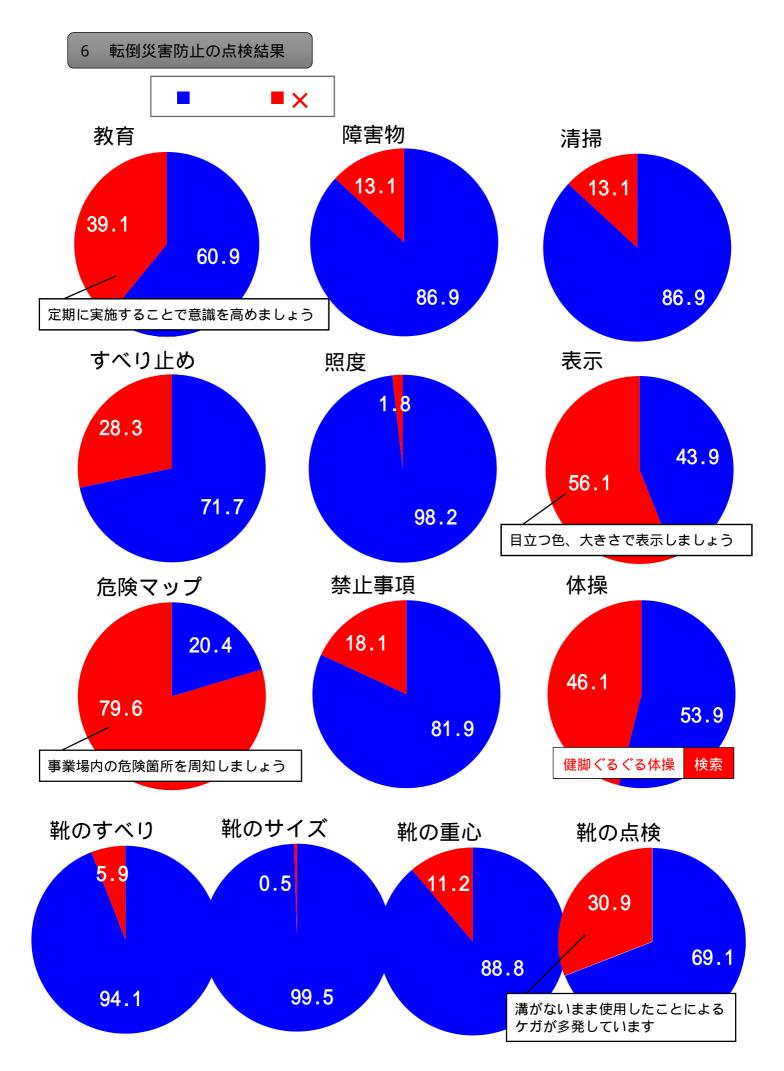
チェック事項

雇入れ時及びその後定期に転倒予防教育を行っていますか



靴の劣化、靴底の溝を定期点検していますか

靴のサイズは合っていますか 靴の重心が前にありませんか



福岡労働局STOP!転倒災害

~みんなで取り組む転倒対策~

【取組期間 令和3年6月~令和4年2月】

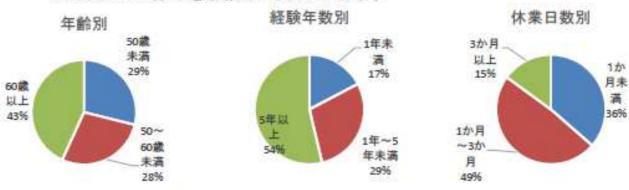
1 転倒災害の発生状況

令和2年における転倒災害の発生件数は1,320件と前年と比較し114件(9.5%)増加しており、また、平成27年以降増減を繰り返しているものの、全労働災害の20%強を占めています。



2 転倒災害の特徴

高齢者の比率が高く、経験年数が長い方の被災も多く、被災者の多くが 1か月以上の休業を余儀なくされています。



3 取り組みの必要性

- 転倒災害とは滑ったり躓いたりして転ぶことを指しますが、事故の型別では最も多い災害であり、休業日数も長くなる傾向があること。
- 日常生活でも起こりうる基本的な災害であり、転倒災害防止の取り組みが日常生活の安全にもつながること。
- 基本的な災害であることから、原因と対策の検討を行うことで災害防止の取り組みに対する基礎知識が得られること。

具体的な取り組み内容は裏面に

4 取り組むべき内容

(1)安全管理体制を整備しましょう

取り組みを行うためには、事業主が率先して取り組むことは勿論、安全 面の知識を持つ方が中心となり組織的な取り組みを行う必要があります。 (労働者数10名以上50名未満の事業場は安全衛生推進者(安全推進者、衛生推 進者)、50名以上は安全管理者の選任が必要です。)

(2)事業場内の危険箇所を把握しましょう

過去の災害事例や、労働者の方々からヒヤリハット事例を収集するなど により、転倒災害の危険箇所等の把握に努めます。

- (3) 把握した危険への対策を検討し、実行しましょう
 - (2)で把握した危険に対する対策を検討し、その対策を実行します。 (対策の検討は(1)で選任した方のみで行うのではなく、労働者数50名以上の事業 場では安全衛生委員会、それ以外の事業場でも複数で検討することが必要です。)
- (4)定期的に点検を行い、対策が守られているか確認しましょう 毎月1日~7日までの間を対策が守られているか点検する期間とし、 チェックリスト等作成し点検しましょう。

(点検作業は一部の担当者のみで行うのではなく、当番制にするなど全員が参加できる手法を講じることが効果的です。)

※ 点検の際使用するチェックリストを作成する際は以下の表を参考にしてください。

	セーフティチェック項目	~
1	通路、階段、出入口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	
5	作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつ、サイズが合うものを選んでいますか	
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	

5 その他

転倒災害は高齢者に多いことから、これらの方々に対する対策も必要です。 以下のQRコードから関係資料をご覧いただき、参考としてください。

・エイジフレンドリー対策指針

厚生労働省が示している高齢労働者対策を取りま とめた資料になります。

福岡労働局公式YouTubeチャンネル 転倒災害に関する動画等がありますので 参考にしてください



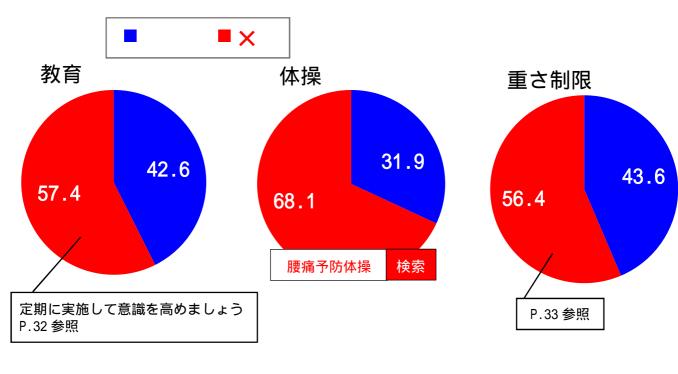


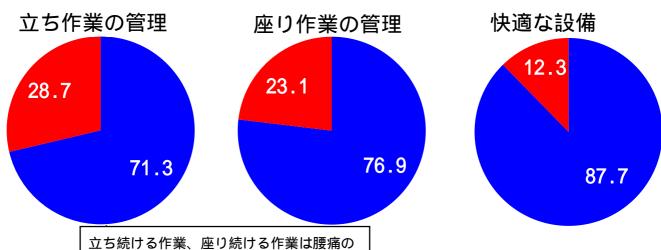
7 腰痛対策



チェック事項	Ο×
雇入れ時及びその後定期に腰痛予防教育を行っていますか	
腰痛予防体操を取り入れていますか	
人力で運搬を行う場合の制限荷重を定めていますか(作業者の	
性別、年齢、体格などに応じて定める)	
長時間立ったままの作業を行わせていませんか	
長時間座ったままの作業を行わせていませんか	
クッション性のある作業靴、座席、椅子を使用させていますか	

7 点検結果





原因となります P.33 参照

職場での腰痛を予防しましょう!

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上の職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。 厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う 事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。 このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

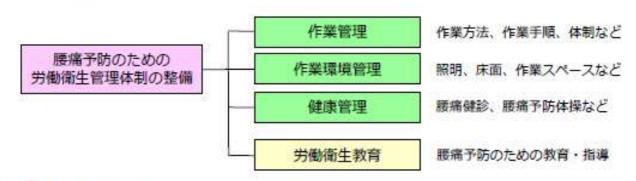
皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

■ 指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる 要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業 のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手 法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」し、実施結果を「評価(Check)」し、「見直し・改善(Act)」するという一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に取り組むことができます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働衛生教育のポイント [指針]

■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因(腰痛が発生している作業内容・環境、原因など)
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり(チェックリストの作成、活用方法など)
- 腰痛発生要因の低減措置(発生要因の回避、軽減を図るための対策)
- ・腰痛予防体操(職場でできるストレッチの仕方など)

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、 組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅での ストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回 復・気分転換などが有効。



腰痛予防に併せ、情報機器作業(旧:VDT 作業)ガイドラインも定められています

情報機器作業

検索

- 机とイスの高さが合っている
- ディスプレイの上端が目線より下にある
- ディスプレイと目の距離が 40 cm以上ある
- 〇 楽な姿勢
- × 長時間の座り作業は腰への負担が大きい



- ディスプレイの上端が目線より下にある
- ディスプレイと目の距離が 40 cm以上ある
- 〇 楽な姿勢
- × 長時間の立ち作業は腰への負担が大きい





- ディスプレイと目の距離が 40 cm以上ある
- × 机とイスの高さが合っていない
- × ディスプレイの上端が目線にある
- × 上肢が窮屈な姿勢
- × 長時間の座り作業は腰への負担が大きい

作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性 (満18歳以上) は体重のおおむね40%、女性 (満18歳以上) は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- 長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- 1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く 範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節(脊椎の根元にある関節)などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

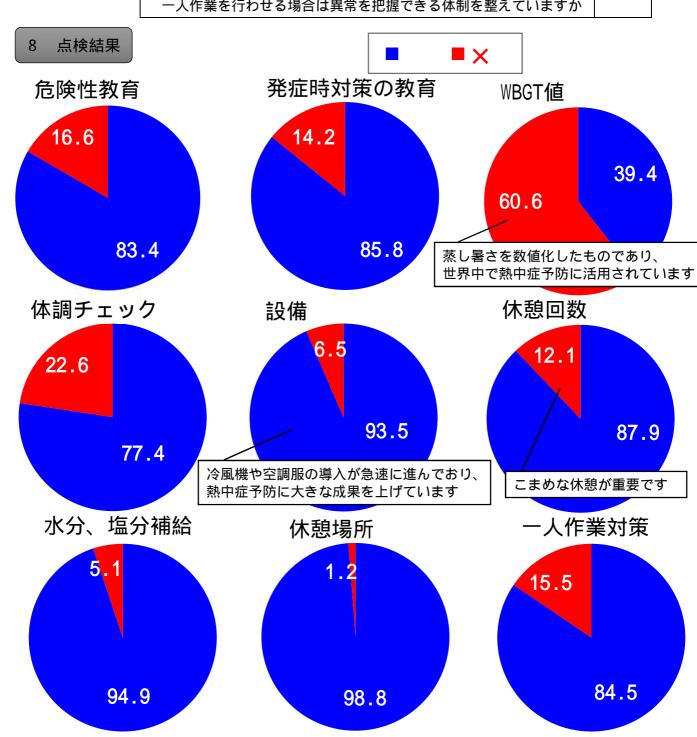
5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- 長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

8 熱中症対策



チェック事項	Ο×
毎年、春頃に熱中症の危険性、予防対策を教育していますか	
体調不良者が発生した場合の対応策を教育していますか	
作業開始前、その後定期に暑さ指数(WBGT値)を把握していますか	
作業開始前、その後定期に体調チェックを行っていますか	
暑さ指数を下げるための設備を導入していますか	
暑さ指数が高い日は休憩回数を増やし、体調回復後に作業を再開	
していますか	
水分、塩分を準備し、定期に摂取させていますか	
涼しい休憩場所を確保していますか	



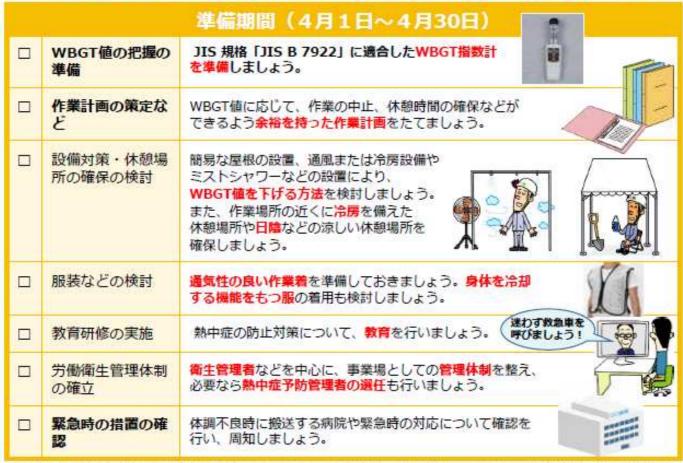
STOP!熱中症 ^{金和3年5月~9月} クールワークキャンペーン

一 熱中症予防対策の徹底を図ろう 一

職場における熱中症により、毎年<u>約20人が亡くなり</u>、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。 夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に 取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

確実に実施できているかを確認し、 □にチェックを入れましょう!



【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間(5月1日~9月30日)



■WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、 測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。



		112G1/HEARI 0759	
	WBGT値を下げるた めの設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を 設置しましょう。 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、	
	休憩場所の整備	シャワー等や飲料水、塩鉛などを設置しましょう。	
	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども 着用しましょう。	
	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に 応じて作業の中止、こまめに体験をとるなどの工夫をしましょう。	
	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。 特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です!	
	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <mark>定期的に水分・塩分</mark> を取りましょう。	
	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
	健康診断結果に 基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、 ⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、 ⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、 当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認 しましょう。熱中症の具体的症状について説明 し、早く気付くことができるようにしましょう。	
0	労働者の健康状態の確 認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態を よく確認しましょう。	



熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、 巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- □ WBGT値の低減対策は実施されているか
- □ 各労働者が暑さに慣れているか
- □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- □ 各労働者の体調は問題ないか
- □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

~少しでも異変を感じたら~

- いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間(7月1日~7月31日)



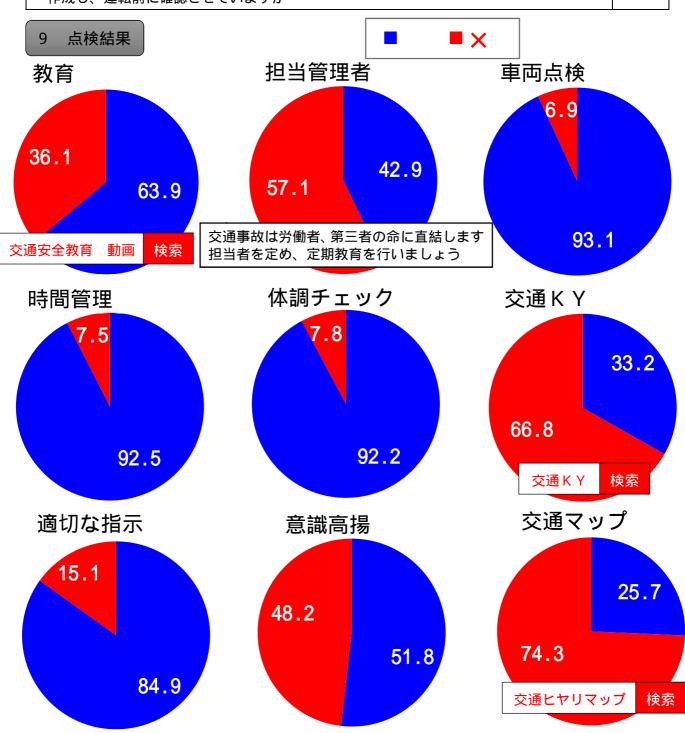
- □ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- □ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



9 交通労働災害対策

チェック事項(業務の運転だけでなく、通勤も対象としてください) 〇× 雇入れ時及びその後定期に交通労働災害防止教育を行っていますか 交通労働災害防止担当管理者を選任していますか 車両の定期点検、走行前点検を行っていますか 適正な労働時間の管理、運転時間の管理を行っていますか 体調が悪いときは運転をさせていませんか 交通 K Y (危険予知)訓練を行っていますか

異常気象や道路通行止めなどの際に運転者をあわてさせる指示を出していませんか 安全運転ポスターの掲示、安全運転者に対する表彰などによる意識高揚を図っていますか 事故発生地点、ヒヤリハット事例、交通規則順守地点等を示した交通安全情報マップを 作成し、運転前に確認させていますか



37

交通労働災害防止のためのガイドライン

管理体制等

- · 交通労働災害防止担当管理者を選任し、役割・責任・権限を定めましょう。
- ・目標を設定し、達成に向けた労働時間の管理・教育を含む安全衛生計画を作成しましょう。
- 安全委員会などで調査・審議しましょう。

適正な労働時間等管理・走行管理

- ・改善基準を守り、適正な計画によって運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間 を管理しましょう。
- ・走行の開始・終了や経路、走行時に注意を要する箇所の位置等について計画を作成しましょう。
- ・疲労、飲酒等で安全な運転ができないおそれがないか乗務開始前に点呼し、記録しましょう。

教育の実施

- ・雇入れ時教育、日常の教育、交通危険予知訓練を実施しましょう。
- 教育指導の受講者、試験の合格者に対して、運転業務を認める認定制度を導入しましょう。
- ・交通事故は見通しの悪い交差点や交差点付近で発生しているため、**多段階停止**(法定順守の停止、相手へ発見してもらう停止、自分で確認する一時停止)を実施しましょう。

交通労働災害防止に対する意識の高揚

- ・ポスターの掲示、表彰制度災害防止大会を開催し、運転者の意識高揚を図りましょう。
- ・交通安全情報マップ(交通ヒヤリマップ)を作成し、活用しましょう。

健康管理

- ・**雇入れ時健康診断、定期健診、特定業務健診**を確実に実施し、所見が認められた場合は、「健康 診断結果に基づく事業者がすべき措置に関する指針」に基づき対応しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導と共に、**労働時間の短縮** などの適正な対応をしましょう。
- ・作業の合間は、ストレッチなど運転時の疲労回復・腰痛防止に努めましょう。

その他

- ・自動車は、定期的、走行前に必要な点検を実施しましょう。
- ・車両は、セーフティサポートカー(先進安全技術載車両)を採用しましょう。



H20.4.3 基発第 0403001 号「交通労働災害防止のためのガイドライン」H30.6.1 改正

運送業に対する荷主、配送先、元請け等による配慮が必要です

荷主等の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。

到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょう。

改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょう。

荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定しましょう。

H25.3.25 基発 0325 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

10 メンタルヘルス、過重労働対策

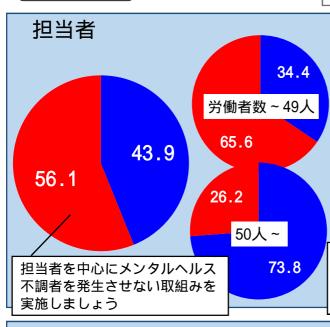


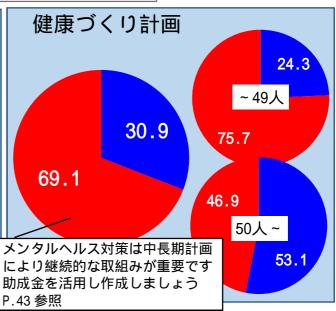
チェック事項	Ο×
メンタルヘルス推進担当者を選任していますか	
心の健康づくり計画を策定していますか	
メンタルヘルス対策の基本である4つのケアを推進して	
いますか	
ストレスチェックを導入していますか	
時間外・休日労働は月 45 時間以内ですか	

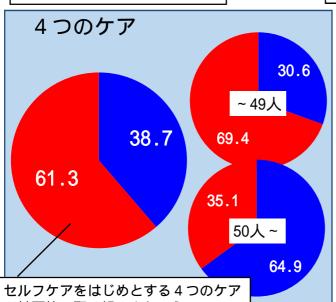
時間外・休日労働が月80時間超の労働者に医師による面接指導を実施していますか 福岡産業保健総合支援センター、地域産業保健センターの業務内容を知っていますか メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」で労働者が直接相談できることを周知して いますか

10 点検結果

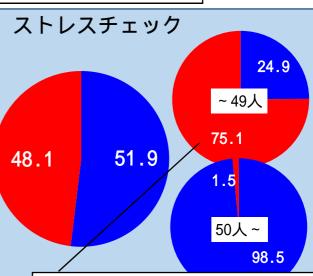
X





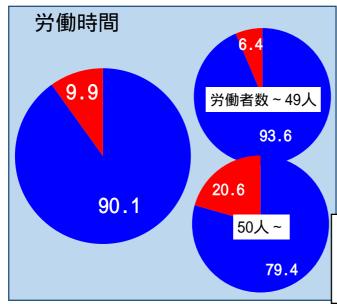


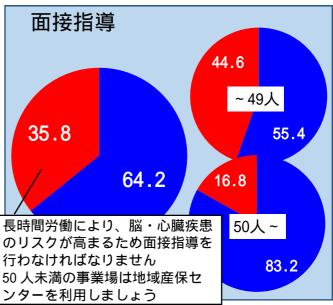
セルフケアをはじめとする4つのケアに計画的に取り組みましょう。 まずは自らのストレス状態を把握できるストレスチェックから!

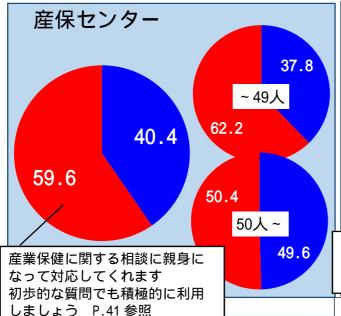


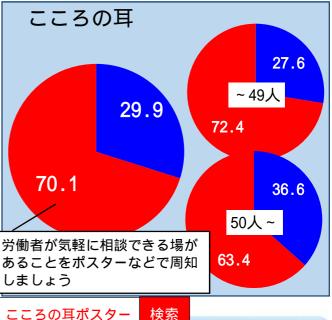
義務化されていない 50 人未満は実施率が大きく低下していますが、そこで働く労働者は 50 人以上の労働者と比較しメンタルヘルス 不調に陥りにくいわけではありません。 助成金を活用し積極的に実施しましょう。

39









メンタルヘルスケアに取り組みましょう。

1 メンタルヘルス対策を始めましょう

- · 事業者には、積極的に労働者の心の健康の保持増進を図ること(メンタルヘルス対策)が求められています。 (労働契約法第5条、労働安全衛生法第69条)
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)に基づき、各事業場の実情に応じた、実施可能 なものから、メンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。

2 メンタルヘルス対策の進め方

- ・ 事業場の代表者がメンタ ルヘルス対策を積極的に推 進することを表明しましょう。
- ・ また、右の4つのケアを行 うことにより、職場環境等の 改善、メンタルヘルス不調 者への早期対応、職場復帰 の支援等が行われるように しましょう。

1 セルフケア

労働者自身がストレスに 気づき、これに対処する こと。

2 ラインによるケア

労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境の改善や労働者に対する相談対応を行うこと。

3 スタッフによるケア

事業場内産業保健スタッフ等がセルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるように労働者及び管理監督者に対する支援を行うこと。

4 事業場外資源によるケア

地域医療機関や福岡産業保健総合支援センター等の機関から必要な情報の提供や助言を受けること。



産業保健総合支援センター

(さんぼセンター)

産業保健スタッフ向けサービス

さんぼセンターでは、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理 者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関 する研修や、専門的な相談への対応などの支援を行なっています。

専門的相談対応



個別訪問支援による メンタルヘルス対策



働く人の健康管理に関する 情報提供



専門的研修等



治療と仕事の 両立支援



事業主・労働者に対する セミナ・



地域産業保健センター

(地名品图)

小規模事業場向けサービス

地さんぽでは、労働者数50人未満の、小規模事業場の事業主 やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた 保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果に ついて医師からの



長時間労働者や 高ストレス者に対する 面接指導



労働者の「こころ」と「からだ」の 磁座管理に関わる



専門スタッフによる 個別訪問指導



地さんぽの利用には事前の中し込みが必要です。 総括産業医(企業内の事業場の産業保存活動について総括的に指導を行なう産業医)がいる小規模事業場は支援対象外となります。 利用面数には削減があります。

詳しくは、最寄りの地さんぼもしくはさんぼセンターへお問い合わせください。

さんぽセンターへのご相談は「全国統一ナビダイヤル」

2 0570-038046

このナビダイヤルを利用する ことにより、最寄りのさんぽ センターに着信します。 地さんぽへのご相談は

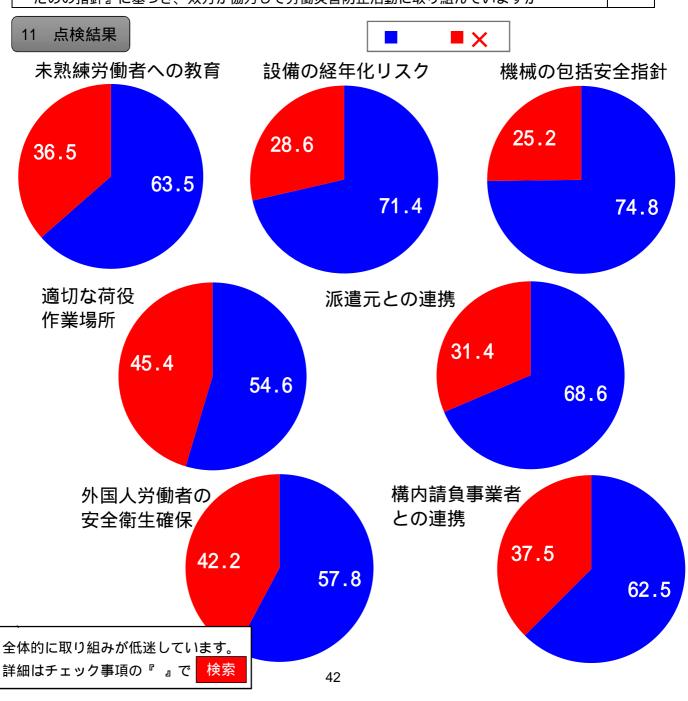
詳しくはこちらから

最寄りのさんぽセンターにお問い合わせいただくか、 さんぽセンターのホームページをご覧ください。



11 製造業に関するその他の対策

チェック事項	O×
『製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル』に基づき、すべての未熟練労	
働者に適切な教育を行っていますか	
『設備の経年化による労働災害リスクと防止対策』に基づき、経年化設備による労働災害防	
止のための設備及び管理面の対策を行っていますか	
『機械の包括的な安全基準に関する指針』に基づき、機械設備を原因とする労働災害防止に	
取り組んでいますか	
運送事業者が出入りする場合、『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライ	
ン』、『荷役作業場所のチェックリスト』に基づき、適切な作業環境を作っていますか	
派遣労働者が在籍する場合、『派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について』に	
基づき、派遣元及び派遣先の適切な役割分担と連携を行っていますか	
外国人労働者が在籍する場合、『外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に	
対処するための指針』、『製造業における外国人労働者に対する安全衛生教育の推進につい	
て』に基づき、外国人労働者の安全衛生確保に取り組んでいますか	
構内に請負事業者がいる場合、『製造業における元方事業場による総合的な安全衛生管理の	
ための指針』に基づき、双方が協力して労働災害防止活動に取り組んでいますか	



労働条件等関係助成金

検索

労働基準、労働安全衛生関係の助成金、補助金

(*) 厚生労働省

文字サイズの変更 振り 大 特大 〇 調べ

御斎見募集やパブリックコメン

テーマ別に探す 報道・広報 ーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 労働基準> 事業主の方へ> 労働条件等関係助成金のご案内

政策について

厚生労働省について 統計情報·白書 所管の法令等

労働条件等関係助成金のご案内

各種助成金の掲載ページはこちら

業務改善助成金

2 働き方改革推進支援助成金

(1) 労働時間短縮·年休促進支援コース

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を 引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う

労働時間の短縮や年次有給休暇取得促進に向けた環境を

あんぜんサイト

リスクアセスメント、転倒災害防止、腰痛予防対策、 交通労働災害防止、災害統計・事例、法令・通達

\職場の安全を応援する情報発信サイト/

職場のあんぜんサイト

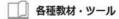
▶ HOME → お問合せ → サイトマップ

検索

分働災害統計



労働災害事例





化学物質



みんなが元気になる職場を創りましょう。



こころの耳

メンタルヘルス対策全般、ストレスチェック



(*)厚生労働省

■働く方へ

ご家族の方へ

■ 事業者の方へ

♣ 部下を持つカヘ

🍑 支援する方へ

「ファスの耳」片切り

福岡産業保健

検索

福岡産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、 メンタルヘルス対策支援、治療と仕事の両立支援、

